



1. 所得税・住民税の障害者控除

本人、同一生計配偶者又は扶養親族に障害のある方がいる場合、申告をすると控除が受けられます。

■ 対象

次のいずれかに該当する方

1. 身体障害者手帳をお持ちの方
2. 愛の手帳をお持ちの方
3. 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
4. 戦傷病者手帳をお持ちの方
5. 原子爆弾被爆者の認定を受けている方
6. 成年被後見人の方
7. 常に寝たきりで複雑な介護が必要な方
8. 65歳以上で区長から上記1か2の障害に準ずると認定された方

8については身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちでない方を対象にした制度です。詳しくは介護保険課介護認定担当 電話(5246)1245にお問合せください。

■ 控除額

控除の種類	所得税	住民税
障害者	27万円	26万円
特別障害者	40万円	30万円
同居特別障害者	75万円	53万円

特別障害者の範囲

身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級

戦傷病者手帳特別項症～第3項症、厚生労働大臣認定の原子爆弾被害者

常に寝たきりで複雑な介護が必要な方、上記「対象」の8に該当し、区長から重度の障害があると認定された方

同居特別障害者

特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、納税者本人やその配偶者、生計を一つにする親族のどなたかとの同居を常としている方

☆ 問合せ

所得税

東京上野税務署

〒110-8607 台東区池之端1-2-22 電話(3821)9001(代表)

浅草税務署

〒111-8602 台東区蔵前2-8-12 電話(3862)7111(代表)

住民税

台東区役所 税務課 課税係 区役所3階11番・12番・13番窓口

電話(5246)1103・1104・1105 FAX(5246)1119

2. 住民税の非課税

障害のある方本人の前年の合計所得が、125万円以下(※)の場合は非課税になります。
※令和3年以降は、125万円以下が135万円以下となります。

☆ **問合せ**

税務課 課税係 区役所3階11番・12番・13番窓口

電話 (5246) 1103・1104・1105 FAX (5246) 1119

3. ストマ用装具の医療費控除 (所得税・住民税)

■ **対象**

人工肛門又は尿路変更によるストマを有し、医師から「ストマ用装具使用証明書」の交付を受けた方が購入するストマ用装具代

■ **手続**

「医療費控除の明細書」に、ストマ用装具の購入代金等を記載するとともに、余白に①「ストマ用装具使用証明書」に記載された証明年月日、②証明者の名称(医療機関名等)及び③証明書の名称を記載してください。なお、余白への記載に代えて、「ストマ用装具使用証明書」を確定申告書に添付又は提示する方法でも結構です。

☆ **問合せ**

前頁「所得税・住民税の障害者控除」窓口参照

4. おむつ代の医療費控除 (所得税・住民税)

■ **対象**

次のいずれの条件も満たす方を対象として医師から「おむつ使用証明書」が発行された場合のおむつ代

1. 傷病によっておおむね6か月以上にわたり、寝たきり状態にあると認められる方
2. その傷病について医師による治療を継続して行う必要があり、おむつの使用が必要と認められる方

なお、おむつ代についての医療費控除を受けることが2年目以降である場合において、介護保険法の要介護認定を受けている一定の方は、区長が交付する「おむつ使用の確認書」等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

■ **手続**

「医療費控除の明細書」に、おむつ代金等を記載するほか、上記3の「手続」と同様に、「おむつ使用証明書」(又は「おむつ使用確認書」)に記載された証明に関する事項を欄外余白に記載するか、証明書等を確定申告書に添付又は提示してください。

☆ **問合せ**

前頁「所得税・住民税の障害者控除」窓口参照

5. 軽自動車税環境性能割・軽自動車税種別割・自動車税環境性能割・自動車税種別割の減免

■ **対象**

1. 障害のある方又はその方と生計を同じくする方が所有し、もっぱら障害のある方のために使用する自動車等について1人に対し1台減免されます。

※入院又は施設などに入所中の方、及び営業用の車は減免の対象になりません。

※軽自動車税環境性能割・自動車税環境性能割・自動車税種別割には、減免額に上限があります。

※軽自動車税環境性能割・軽自動車税種別割・自動車税環境性能割・自動車税種別割では、適用要件が異なる場合があります。

(減免が受けられる手帳及び障害の程度)

手帳の種類		障害の程度	
身体障害者手帳		(障害の級別)	
障害の区分	下肢機能障害	1級～6級	
	体幹機能障害	1級～3級・5級	
	上肢機能障害	1級・2級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級
		移動機能	1級～6級
	視覚障害（視力障害・視野障害）	1級～3級・視力障害4級（4級の1）	
	聴覚障害	2級・3級	
	平衡機能障害	3級・5級	
	音声機能又は言語機能障害	3級（喉頭摘出に係るものに限る）	
	心臓機能障害	1級・3級・4級	
	じん臓機能障害	1級・3級・4級	
	呼吸器機能障害	1級・3級・4級	
	ぼうこう又は直腸機能障害	1級・3級・4級	
	小腸機能障害	1級・3級・4級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級（軽自動車税種別割の場合のみ1級～4級）	
肝臓機能障害	1級～4級		
戦傷病者手帳	※		
愛の手帳	総合判定が1度～3度		
療育手帳（道府県発行）	※		
精神障害者保健福祉手帳	1級（精神通院医療に係る自立支援医療受給者に限る）		

※該当する障害の程度については、区役所税務課税務係（軽自動車税種別割）又は自動車税コールセンター（自動車税環境性能割・自動車税種別割・軽自動車税環境性能割）に直接お尋ねください（次頁「申請窓口」参照）。

2. 身体障害のある方などの利用に合わせた構造をもった自動車に対して減免されます。
 - ①身体障害のある方などが利用するために、車いすの昇降装置や固定装置を取り付けた自動車について軽自動車税環境性能割・軽自動車税種別割・自動車税環境性能割・自動車税種別割が減免されます。
 - ②①と同じ装置を取り付けた自動車で、身体障害のある方など以外の方も利用できる自動車は軽自動車税環境性能割・自動車税環境性能割の一部が減免されます。
 - ③身体障害のある方などが運転するために構造変更がされている自動車（営業用に限る）は軽自動車税環境性能割・自動車税環境性能割の一部が減免されます。

■ 提出期限および申請窓口

	軽自動車税種別割	自動車税種別割	軽自動車税環境性能割・ 自動車税環境性能割
提出期限	納期限（5月末日）まで	<ul style="list-style-type: none"> すでに自動車を所有している方は納期限まで 新たに自動車を購入した方は取得（登録）の日から1か月以内 	取得（登録）の日から1か月以内
申請窓口	台東区税務課税務係 区役所3階10番窓口 電話5246-1101	都税総合事務センター 〒176-8517 練馬区豊玉北6-13-10 練馬都税事務所4階 自動車税コールセンター 電話3525-4066	
		台東都税事務所 個人事業税班 〒111-8606 台東区雷門1-6-1 電話3841-1683（直通）	
		足立自動車税事務所 〒121-0062 足立区南花畑5-12-1 電話3883-2543	

※申請期限を過ぎると減免が受けられなくなります。

※手帳交付申請中の場合でも、減免の申請ができる場合がありますのでご相談ください。

※自動車税種別割は、申請年度の翌年度分について、提出期限の翌日から翌年3月31日まで事前受付を行います。

☆ 問合せ

上記「申請窓口」参照

東京都主税局ホームページ（自動車税環境性能割・自動車税種別割）

<http://www.tax.metro.tokyo.jp/common/index.html>

6. 個人事業税の軽減

■ 対象

1. 本人又は扶養親族が障害者で、前年中の合計所得が370万円以下の方
2. 視力障害者（両眼の視力が0.06以下）で、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復その他医業に類する事業を営む方

■ 減免額

1. 上記の対象1の場合、1人について5,000円、特別障害者10,000円（納期内に減免の申請が必要です。）
2. 上記の対象2の場合、課税対象となりません。

☆ 問合せ

台東都税事務所 個人事業税班 〒111-8606 台東区雷門1-6-1

電話（3841）1683（直通）

7. 相続税の控除

障害のある方が法定相続人であり、相続又は遺贈により財産を取得した場合、障害の程度及び年齢に応じて、相続税が減額になります。

■ 対象

身体障害者手帳1～6級の方、愛の手帳1～4度の方、及び精神障害者保健福祉手帳1～3級の方など

■ 控除額

{[85歳]－[相続開始時の年齢]} × 10万円（特別障害者20万円）

85から相続開始時の年齢を引いた数字に、10万（又は20万）をかけた額

☆ 問合せ

東京上野税務署

〒110-8607 台東区池之端1-2-22

電話（3821）9001（代表）

浅草税務署

〒111-8602 台東区蔵前2-8-12

電話（3862）7111（代表）

8. 贈与税の非課税

特定障害者を受益者とする「特定障害者扶養信託契約」に基づいて、金銭・有価証券などの財産を、信託業務を営む銀行などに信託したときは、信託受益権の価額のうち①特別障害者は6,000万円まで、②特定障害者のうち特別障害者以外の者にあつては3,000万円まで、贈与税が非課税となります。（信託会社を経由して申告が必要）

■ 対象

身体障害者手帳1・2級の方、愛の手帳1～4度の方、及び精神障害者保健福祉手帳1～3級の方など

☆ 問合せ

東京上野税務署

〒110-8607 台東区池之端1-2-22

電話（3821）9001（代表）

浅草税務署

〒111-8602 台東区蔵前2-8-12

電話（3862）7111（代表）

9. 関税の免除

身体障害者用に製作された器具・物品の輸入及び慈善などのために寄贈された給与品、又は社会福祉事業施設に寄贈された物品の輸入については、関税が免除されるものがあります。

☆ 問合せ

税関の各出張所

10. 預貯金利子の非課税

少額預金（郵便貯金（※）を含む）、少額公債の各元金350万円までの利子が非課税扱いとなります。なお、各金融機関で所定の手続きが必要です。

※郵政民営化前（平成19年9月30日以前）に非課税の適用を受けて預入された一定の郵便貯金の利子については、満期（又は解約）までの間は引き続き非課税とされます。

■ 対象

次のいずれかに該当する方

1. 身体障害者手帳の交付を受けている方
2. 愛の手帳の交付を受けている方
3. 戦傷病者手帳の交付を受けている方
4. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ほか

☆ 問合せ
各金融機関